

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)の概要

地震防災対策強化地域における地震防災対策の推進を図るため、地方公共団体その他の者が実施する避難地、避難路等地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備（地震対策緊急整備事業）に対する国の財政上の特別措置を講ずる。

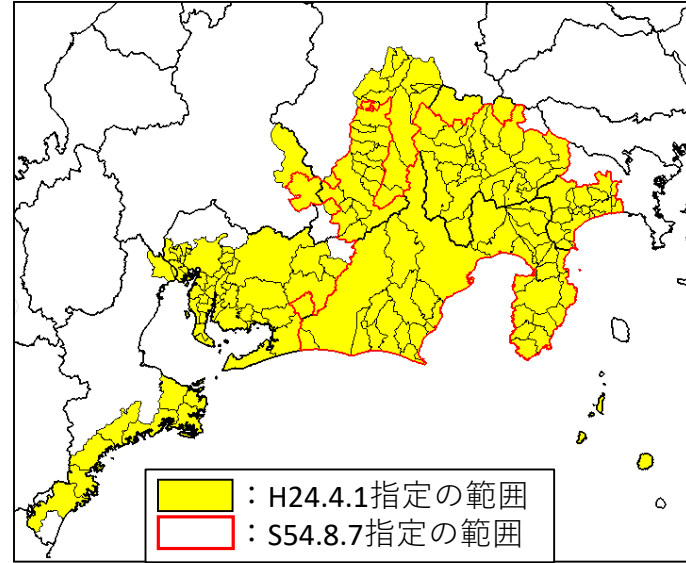
地震対策緊急整備事業計画

策定主体：関係都道府県（8都県）の知事
 対象事業：避難地、避難路、消防用施設、公立小中学校等の公的建築物の耐震改修など17施設等の整備事業
 計画期間：昭和55年度～令和6年度

国庫補助率の嵩上げ

- ①消防用施設 : 1 / 3 ⇒ 1 / 2
 - ②社会福祉施設 : 1 / 2 ⇒ 2 / 3
 - ③公立小中学校（危険校舎改築） : 1 / 3 ⇒ 1 / 2
 （非木造補強） : 1 / 3 ⇒ 1 / 2 or 2 / 3※
- ※財政力が低い市町村が設置するもの又は地震による倒壊の危険性が高いもの

地震防災対策強化地域（現時点）



過去の改正の趣旨

改正年	改正趣旨
昭和60年, 平成2, 7, 12, 17年	・有効期限の5年延長
平成22年	・有効期限の5年延長 ・地震対策緊急整備事業計画の策定の義務付け廃止 ・公立小・中学校等非木造校舎補強（地震倒壊の危険性が高いもの）の国庫負担率改正（1 / 2 → 2 / 3）
平成27年、令和2年	・有効期限の5年延長